柳 井 地 区 広 域 消 防 組 合 火災予防 条例 等 施 行 規 則

柳昭 井和 地 区四 上 大 世 七 七 七 防年 組二 合月 別二 十 九 号二 月

改 正 昭和 匹 八 月二 日 規 則

昭 和 四 八年 七 月二 日 規 則 第 兀

和五 和 五二年 二年 六月 六月 \bigcirc 日 日 規 規 則 則 第 第 六号 五 号

和 六 年 八 月 日 規 則 第 号

昭 昭 昭

和六一 年 九 月 兀 日 規 則 第 二号

成 二年 兀 月 七 日 規 則 第 号

成 兀 年 兀 月二 \bigcirc 日 規 則 第

号

成 年 三月一 八 日 規 則 第 三号

平平平平平平平平阳 成 成 0 年 年 二月二 兀 月 七 Ŧī. 日 日 規則 規 則 第 第 兀 号 号

成 成 五年 四年 三月 二月二 六 五. 日 日 規 規 則 則 第 第

号 号

成 成 七 九 年 年 三月 月 八 日 日 規 規 則 則 第 第 号 号

二六 年 年 二月 月 Ξ 六 日 日 規 規 則 則 第 第 号 号

成 二八年 三月 日 規 則 第 兀 号

成二九年 和 八月 六 月 五. 日 日 規 規 則 則

平

平平

成 成

月 兀 日 規 則 兀 뭉

趣 旨

第 下 条 法」という。)、 この 規 則 は、 消 消 防 防法施 法 行 和二十三 令 (昭和三十六年政令第三十 年法律第 百 八 + 六 号。 · 七 以

> 以 火災予防 省 (立入検 下 令 第 以 「条例」とい 六 下 分号。 査の 条例 「令」と 証 以下 昭昭 票 和 . う。) いう。)、 四十 規 則」という。) 七 0) 年 施行につい 消 柳井地区広域 防 法 施 て、 行 及 び 規 消防組合条例第十二号 必要な事項を定める。 則 柳 井 (昭 地 区 和 広 \equiv 十六 域 消 年 防 組 自 合

第二条 る証 及 び 五第 昭 票は 三項 和 液 兀 化 法 第四 十二年法律第百四十九号) 及び第三十四条第二項におい 石 別 油 **加記様式** 条第二項 I ガス <u>の</u> 一のとおりとする。 保 安 法 0 第十六条の三の二第三項、 確 保及 び 第八十三条第八項の規定によ 取引 て準用する場合を含む。) 0 適正化に関する法 第十六条の 律

全改 平二二 規 則 第 号)

削 除 昭 Ŧī. 二規 則第六号)

第四条 削 除 伞 九 規則 第一号)

(変 電 設 備 等 0 標 識、 掲 示 板、 表示板 又は 満 員 札

第五 とお 条 りとする。 条例に規定 す る 標 識 掲 示 板 表示 板又は 満 員 札 は 次 表

備」、 急速 蓄 発 燃 「変電設 電 電 料 区 充 池 設 電 電 :-備 池 設 備」 発 分 備」、 備 又 電 で は 設 第二 三 第 び 第 第三 項 八 根 項 項 条 第十 項 第五号及 0) (条例 =第十二条 一条 第 条 第 + 文 0 び 項 条 第 及 以 短 1 ン 長 上 五. 辺 ル チ さ <u>=</u> メ 以 長 上 辺 セ 地 白 色 色 文 字色 黒

黒	白	以 六 上 O	以三上〇	条第二項第一号・第三十四条第二項・第三十三条の二第二	した掲示板 した掲示板 した掲示板 した掲示板
黒	白	以 六 上 O	以 三 上 O	条第二項第一号条第三十四条第三十一条の二第二十三条の二第二十三	た標識で引きるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、できるでは、できるでは、できるでは、できるできる。これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、
黒	白	以三上〇	以 一 上 〇	二号二条第四項第	旨の標識「喫煙所」である
白	赤	以 五 上 〇	以 二 上 五	五項のサービスのである。 五項のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	表示した標識器が、人人気厳禁」とは「危険物」とのである。
白	赤	以 六 上 〇	以 三 上 O	第十七条第三号	する旨の標識する気球の掲揚場水素ガスを充てん
				四項十三条第二項及び第二項及び第三項・第	ある旨の標識

標 移 識 動

指定可燃物」の

第三十三条第三項準 三〇三〇

黒

タンクに係る

用

(第三十一条の二|以上

以上

で る も 有 す 性 の

定可燃

第二項第一号)

2 ぞれ 又 は することができる。 (火気使用場所の指定) 前 項 「蓄電池設備」である旨の標識については、 「燃料電池発電室」、「変電室」、「発電室」、「蓄電池室」と 0 表中、 「燃料電池発電設備」、 全 改 「変電設備 (平一九規則第一号) 記入文字をそれ 」、「発電設備」

満員札 た掲示板 気注意」と表示し 定員表示板 た掲示板 「火気厳禁」、「火 「禁水」 と表示 L 第三十一 項第一号・第三十三 第三十一条の二第二|三〇 項第 条第二項第 条第三項・第三十四 第三十九条第四号 第三十九条第四号 号 条の二第二 三〇 一号 以 五五 二 五 以上 以 以 上 上 Ŀ \equiv 以上 以上 六〇 以上 六〇 以 五. 上 \bigcirc 赤 赤 白 青 物」と 表示 黒 白 白 白

 \mathcal{O} 火 険 気 物 使 品 用 例 \mathcal{O} 第二十三 禁 持 止 込 場 み 所 を 禁止 指 条 定 第 書に 立する場 項 ょ の規定 る。 所 を に 指 ょ 追 定 る裸 す 加 ると (昭 火 六一 等 き は \mathcal{O} 規 使 則 別 用 第 記 若 様 <

る 込 す け \mathcal{O} み る場 火を 条 日 者 定 劇 れ を受け ば 禁 0 0) 場 \mathcal{O} 合、 なら 使用 止 委 等 七 日 任を受け \mathcal{O} な エ前まで 時解除 その指 た場 し、 火気使 条例第二 ま 合 に 願 た者を含む。) 定 た に 用 十三条第 を受けた場 は お ま 火災 消 、別記様式二の二) V た って、 には危険な 防長に提出し、 <u></u>
矛防上 上 改 項 正 演 物 所 は、 へただし 危 品 \mathcal{O} のため、 険 繰 所 持 火 な物 下 有者または 込 を当該な あ 気使 書の 禁止 げ 品 特 6 (昭 用 規 カゝ に喫 0) \mathcal{O} または じ 六一 持 行 定 煙 \Diamond 為 管 込 に 時 規 承 を 理 み ょ 解 ŋ 認を受けな 除 則 し 危 者 を しようとす 第二 険 若 \mathcal{O} 物品 しくは ようと 前 願 号) · 条 の れら 出

火災 警報 0 発 令)

七 5 象 れるときに 状 警 条 沢と 報 条 こなり、 例第二十 لح いう。) 発令す カゝ つ、 九 0) う も 条 発 火災発生の危険 0 令 のとする。 規 は、 流定によ 次 の各号 る火災に 性 \mathcal{O} が 著しく大であると 関する 11 ず れ かに 報 該当 以 「する 下 認 火火 気

- 0) 実 (効湿度 とき。 六 五. パ 1 セント以下及び 最 少 湿 度二 Ŧ. パ セ ン \vdash 以
- 実 0) とき。 効 湿 度 五. \bigcirc パ] セ ント 以 下及 び 最 少 湿 度三 Ŧī. パ 1 セ \vdash 以
- 下 実 並 びに / 効湿 し最大風 度 六〇 速 パ 毎] 秒 セ ン シメ 1 以 1 下 トル 及 び 以 最 上 少 0) 湿 とき 度三 Ŧī. パ] セ ン 1 以

ミリ メ 大 風 1 \vdash 速 ル 毎 以 秒 上 \mathcal{O} 五. 場 メ ※合を 1) 除 ル 以 上 0) とき。 追 加 伞 ただし、 七 規 則 日 降 第 水 号) 量

防 火 対 象 物 \mathcal{O} 使 用 開 始 \mathcal{O} 届 出

届 出 例 防 第 火 几 対 + 象 三 物 条 使 第 用 開 項 始 \mathcal{O} 規 届 定 (別 に 記 ょ 様式三) る 防 火 対 に 象 ょ 物 つ \mathcal{O} て 使 行 用 な開 わ始

> な け れ ば な b な

> > 下 げ 平 七 規 則

灾 を使 用 す る 設 備 等 \mathcal{O} 設 置 \mathcal{O} 届 出

第九 条 例 第 四 + 兀 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 火 を 使 用 す る 設 備 等 0 設 置

届 出 は、 次に 掲 げ る 届 出 書 に ょ るも \mathcal{O} と す る

条例

第四

+

四

条

第

号

か

5

同

条第

八号の

ま

で

別

記

様

式

五.

0

- 条例 第 四 +匝 条第 九 号 か 5 同 条第十三号 ま で 别 記 式
- 兀 別 記 様 式 八 七

例

第

四

+

. 四

_ 条

第

+

号

例 第 四 + 匝 条 第 + 五. 号 別 記 様式

改 正 規 則 第

第十条 る (火災とまぎら 様 式 条例 0) 届 第四 出 書 十 五 わ ょ L 0 条 11 て \mathcal{O} 煙 規 行 等 定による を な わ 発 なけ す る れ 届 お ば 出 そ な は れ 5 \mathcal{O} 次表に な あ る行 · 掲 げ ! 為 等 た該当す 0 届出

	1		1	
各工事等は救急業務に支障を及ぼすおそれのある道は救急業務に支障を及ぼすおそれのある道伍 消防隊、救急隊の通行その他消火活動又	四 水道の断水又は減水	画その他の催物の開催)の場場以外の建築物又は工作物で演劇、映	(二) 煙火の打上げ又は仕掛け	おそれのある行為()、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する
別記様式十三	別記様式十二	別記様式十一	別記様式十	別記様式九

繰 下 げ 平 七 規 則 第 号

指 定 洞 道 等 0 届 出

洞を条 道 \mathcal{O} 等 \mathcal{O} 届 条 出 例 及 第 び 兀 そ + \mathcal{O} 五. 変 条 更 \mathcal{O} _ \mathcal{O} 第 届 出 項 は 及 別 び 記 第 様 式 項 + \mathcal{O} 四規 定 0) 指 に ょ 定 洞さる 道指

届

出

書

に

ょ

- 2 0 な 前 添 項 0 付 届出 ただし、 を 省 書に 略 す は、 ること 変 更 0) 次 が 届 0 出 できる。 各 号に にあって 掲 げ は、 る 図 変 書 更 を す 添 る 付 L 事 項 な 以 け 外 n 0 ば 义 な
- 路 概 指 定 略 洞さ 道 等 0) 経 路 出 入口及 び 換 気 \Box 等 \mathcal{O} 位 置 を 記 載 L た 経

2

- 0) 備 概 指 定 電 気設 洞景図 道 備 等 \mathcal{O} 換 内 気 部 設 に 備 敷 設さ 連 絡 れ 電 て 話 11 設 る 備 通 信 そ ケ \mathcal{O} 1 他 ブ 主 ル 等、 要 な 整 消 備 火 設
- た 指 定要 巡 書 道 等 \mathcal{O} 内 部 に お け る火 災に 対 す る 次 \mathcal{O} 安 全 対 策 を 記 載
- ア 通 信 ケ 1 ブ ル 等 \mathcal{O} 難 燃 措 置 に 関 すること。
- イ 喫 煙 火 気 管 を 理 等 使 \mathcal{O} 用 出 す 火 る 防 工 止 事 又は に 関すること。 作業を行なう 場 合 \mathcal{O} 火 気 管 理 及 75
- ウ 通 報 火 災 連 絡 発 生 避 時 難 に お 消 け 防 る 隊 延 焼 \mathcal{O} 拡 情 大防 報 提 止 供 に 早 関 期 す 発 ること 見 初 期 消 火
- エ 職 員 及 び 作 業 員 0 教 育 訓 練 に関 すること。
- 3 条 オ 例 第 そ 兀 0) + 他 五. 安 全管 条 0 理 第 に 関 項に規定 すること。 する 重 要 な 変 更 لح
- が 策 は 等 撤 指 去 定 \mathcal{O} す 大 幅 通 る な 信 洞ら 変 道 更 1 等 لح ブ 0) す ル 経 る 等 路 0 0 変 難 燃措 更、 出 置 入 \mathcal{O} 実 П 下 げ 施 換気 又 伞 は そ \Box 七 \mathcal{O} 等 規 他 \mathcal{O} 則 安 新 は 全 第 設 管 若 消 理 号) L 防 対 < 長

第 + よう する 例 場 第 合 兀 0) + 危 届 六 険 条 出 \mathcal{O} は 規 定 別 記 に 様 ょ 式 る 届 十 屯 出 は、 廃 貯 止 蔵 を 止 L 又 は ようとする 届 取 扱 11 を

指

定

数

量

未

満

0

物

等

0

貯

蔵

又

は

取

扱

V

及

び

廃

 \mathcal{O}

出

合 \mathcal{O} 届 出 は 別 記 様 式 + 五. \mathcal{O} に ょ 0 て げ 行 な 平 わ な 七 け 規 n 則 ば 第 な 5 号 な

繰

下

願 書 届 書 0 提 出 部 数

第十二条 出 本 条 す 部 れ \mathcal{O} ば 廃 及 たり 止 び をしようとす 副 \mathcal{O} ź。 本 規 則 部 に とす よる んる場 Ź。 願 書 合 ただ 又 0 は 届 Ļ 届 出 書 に 第 \mathcal{O} + 0 提 1 条 出 表 て 部 中 は、 数 (**一**) は 正 本 (四) そ 及 れ び 部 ぞ 第 を れ 提 十 正

- 条中に 六年 又 は + うとす 7 条 11 条 \mathcal{O} る 法 П 例 る場 場 掲 表 律 頭 第 (一) に 合は、 げ 匹 第二百四 をもっ る、 十五 所 ょ の る届 てす 当該 市、 見 条 取 + 第 出 义 火 町 九 ること を添 号) 入 号 が 0 なさ れ 長 付 第二 から が \mathcal{O} 本 許 でき れ して、 規 たも 森林 + 則 可 る。 証 第 \mathcal{O} 消 \mathcal{O} 条 + \mathcal{O} とみな 防 写 火 ただ \mathcal{O} 条 長 入 L 規 表 し、 に に、 れ 定 中 (<u>-</u>) す。 提 に に 基 出 当 0 森 7 該 づ 林 \mathcal{O} L 7 た 火 き 法 届 とき 入 許 出 れ 可 条 昭 は を受け 和二 例 は をしよ 第 電 +
- 3 副 記 が な 本に な 調 様 消 式 1 査 防 押 +لح 長 六 認 印 審 は 0) L 8 査 この て 承 たとき を 願 認 行 出 規 済 11 者 印 則 は 文は を、 火 に 災 副 ょ 届 届 予 る 本 出 書 0 防 願 者に交付 あ 0 上 書 場 る 又 又 合 ŧ は は 別 \mathcal{O} 消 届 す に 記 火 書 る。 様 を つ 式 受 11 救 て 急 理 + 等 七 は L 願 \mathcal{O} た \mathcal{O} 業 と 届 書 務 き 出 0) 場合 済 上 は 支 印 必 障 を 要 别
- 4 理 する \mathcal{O} ン とき 規 検 텘 は 査 に よる 等 \mathcal{O} 前 申 願 項 請 0) 書 文は 書 例 等 に 0) ょ 届 温書を消 る。 様 防 署 改 若 正 L 平 < は 九 そ 規 \mathcal{O} 則 出 第 張 所 号) が 処

(タ

ク

- 第十二条 な 水 5 圧 な 検 0 1 査 は 別 例 記 第 様 兀 式 + + 七 五 条の 0) 三の 規定によるタ 申 請 書 に ょ つ . ク 7 0) 行 水 な 張 わ 検 な 査 け 又 れば は
- 2 に ょ 前 項 るタン 0 申 ク 請 検 に 査 ょ 済 る 証 検 を 査 交 に 付 合 す 格 L た 場 合 に は 別 記 様 式 +五. 0 兀

繰 下 げ 平 七 規 則 第 号)

係 市 町 0 通 知

十三 な す 防 る 長 ŧ が 例 \mathcal{O} لح 第 消 消 防 す 防 る。 寸 条 長 は、 0 に ただ 活 掲 動 げ 第 Ĺ Ĺ る + 一支障がない 市 条 第 表 町 十二 中 0) う う ち 、 (四) 一条第二 (四) と認めた場合 改 関 及 項ただし 係 正 び \mathcal{O} (五) 伞 あ \mathcal{O} る 届 書 は、 九 市 出 き 規 町 が の ر 則 あ 0) 場 第 0 長 0 合 限りで た 及 号) 通 لح び 知

必 な 知 識 及 び 技 能 を 有 する者 し の 指 定

す る者 八 兀 条 条 は 第 次 条 0 例 項 第十 とおりとす 第 三号 条 第 0 規 項 定 第 三号、 に 基 づ き、 第 + 必 要な 条 第 知 識 項 第 及 び 九 技 号 及 能 を てド 有 第

第 技 は に 八 当 規 六 能 条 条 の二、 を 条 例 定する必 該 設備 第二 第三 項、 有 する者 第三条 項、 条第二 0 第 点検及び 要 九 ح な 条の二第二項に 第 す 知 七 0) 項 条第二 識 兀 第三号 整備 及び技能 第二項 項、 (条 関 んしこれ を有 第 第 例 お 四 第三 七 V) する者 [条第 条の二第二 て準 一条の二 5 と同 二項、 用 上は、 す 等 第 る 次に 項 以 第 場 上 五. 項 合 条第二 0) 掲 第 を含 第三 知 八 げる者又 条、 識 及 項 条

イ (1) 液 体 石 :燃料 油 燃 焼 を 機 使 器 用 する 0 点 **灬検整備** 設 備 にあ に関 って する は、 知 識 次 に 及 掲 び 技 げ 能 る \mathcal{O} 審 査

ŋ 法 証 石 人 明 日 事 油 機 本 業 器 石 認 技 油 定 術 燃 規 管 焼 程 理 機 |第二条の規 士 器保守協 0 称号を付 定に 会が 基づ 与さ 行 ごう審 < れ て 認 査 定 る を 証 明 受 事 け 業 7 財 ょ 寸

(口) を 技 士 有 1 十三号) て す 免 Ź ラー 条 許 例 者 第三 及 条 級 び 基づく 例 ボ 圧 1 力容器安全規 第 第 -ラー 四 、特級 項 条 技 第 第三号 ボ 士免 二項 イラー 許 則 `を準 第 又 技 (昭 くはボ 八八条 用 士 和 す 免 兀 及 イラー 許 る び + 第 七 八 整 年 級 備 労 条 ボ 限 士 . (T) 1 働 一免許 ラー 省 令

を 熱 源 とす る設 備にあっては、 次に掲げる者

口

- (1) 気 主 電 任 気 技 術 業 者 法 \mathcal{O} 資 昭 格 和 を \equiv + 有 す 九 る者 年 法 律 第 百 七 + 号) に 基 づ <
- (1) < 電 電 気 気 工 工 事 事 士 士 0 法 資 (昭 格 和三 を 有 +す る 五. 年 法 律 第 百 十 九 号) に 基 づ
- 二項 す 及 知 六条第二項 る。 識 び 第十 整 及 及 例 び 備 び 第 技能 十 第 に 関 条 冗 に 条 を有 しこ 項、 お 第三項、 第 V する者 て準用 れらと 第 項 + 匹 第 第十二条第二 上は、 同 条第二 九 す 号 等 る場 次に掲 以上 **全** 項、 合 \mathcal{O} 例 を 第十五 知 げ 項 第 含 識 る者又 及 八 む。) 及 び 条 び 条 第 0 第二 は に 技 当 規 項 能 第 定 該 項 を でする必 有 設 並 第 項 び 十三条第 する者と 備 及 に 0 び 要な 第十 点 第 検

1 電 気 事 業法 に 基 づく 電 気 主 任 技 術 者 0) 資 格 を 有 す る

口

電

気

工

事

士

法に基

づく

電

気工

事

士

 \mathcal{O}

資

格

を

有

す

Ź

者

九 例 門 第 技 社 十 二 術 団 準 者 法 条第二 試 人日 験 に 本 項 合 内 及び 格 燃 L 力 限る。 第三 た者 発 電 一項に 自 設 備 家 お 協 用 V 会 発 て条例 が 電 行 設 う 第十 備 自 専 門 用 条第 技 発 術 電 者 設 項 備 **(**条 第 専

了 L 社 た者 寸 法 人電 (蓄 池 電 工 池 業会が行う蓄 設 備 整 備 資 格 電 者 池 設 **全** 備 例 整 第 備 + 資 格 条 者 第二 講 習を 項 及 修

号

を

用

す

っる場

合に

.限る。) 第 四 項 E お V て条 例 第十 条第 項 第 九 号 を 準 用 する 場 合

合 て条 格 社 寸 した者 例 第 人 + (ネオン 一条第 日 本 工 オ 項 事 第 協 技 九 術 号を が 者 行 準 (条例 用 す る 第 場 + 合 兀 に 条 技 限 第 術 る。) 項 試 に 験 お

ホ

法

全

ネ

ン

会

う

ネ

オ

ン

工

事

者

に び

Ξ を 有 例 す る 第 同 + 凣 等 は 以 条 次 第 上 に掲 \mathcal{O} 項 知 識 げ 第 る者 十三号に規 及 び 又は 技 能 を 当 有 定 該 す 器 す る 具 る 者 0) 必 لح 点 要 す な 検 る 及 知 び 識 整 及 備 び 技 に 関 能

燃 焼 機 器 0 点 検 整 備 に 関 す る 知 識 及 び 技 能 0 審 査 証 明

事 石 油 業 燃 認 焼 定 機 規 称 器 程 保 第 守 協 条 会 0 が 規 %定に 行 う審 基 ーづく 査 認 証 明 定 事 を受け 業 に て ょ Ŋ 財 石 団 油法 機 人 器 日 技 本

改 正 平 九 規 則 第 号)

避 雷 設 備 \mathcal{O} 指 定

術

管

理

士

 \mathcal{O}

号

を

付

与

ż

れ

7

1

る

者

+兀 五. 千 条 百 条 例 (建 第 + 築 六 物 条 第 等 0 避 項 0 雷 規 設 備 定 に (避 ょ 雷 る 針)) 避 雷 設 とする 備 は、 J Ι S

下げ 伞 七 規 則 第 号)

公 表 \mathcal{O} 対 象となる 防 火 対 象 物 及び 違 反 \mathcal{O} 内 容

第

防 項 項 + 0 クラ 五 となる防 0 設 0) 五. 備 う 政 条 ち、 0 等 令 び 項 イ、 設備 が で + 没置さ 定 法第 火 (六) める 対象物 又 六の三) 条 兀 は 例 れ 条 自 技 第 項、 て 動 術 は 匹 項に 11 項 火 上 +ない E 災 \mathcal{O} 令別表第一 ・七条の二第三項 九 規定する立 報 基準に従 掲げる防 لح 知設 項 認 イ、 めら 備 を設 って屋内消火栓 火対象物で、 + (一)項 一入検 れ 置し た 0 六 もの 査に 規 へから な 程 項 とす け イ、 お で 法 1 れ 定 る。 四 てこ 十六 ば 設 第 \Diamond 十七 なら 備 る 項 公 れ 条第 スプ 0) ŧ な 表 5 っで、 \mathcal{O} V \mathcal{O} ij 消 t

な + <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 反 お 入 設 \mathcal{O} 条 五. 検 条 備 内 例 第 0) 当 査 又 容 は 匹 三 は 0) 該 +自 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 結 入 果 条 動 前 七 検 を 例 火 項 条 査 通 第 災 0 0) 0) 知 兀 報 防 第三 結 +知 火 L 温果と同 た 設 対 七 日か 条 備 項 象 の 二 物 0 が 設置 規 5 に 第 0) + 屋 則 さ 兀 内 で 違 れ 消 定 反 日 項 火栓 め を \mathcal{O} て \mathcal{O} る公表 V 経 公 内 設 ない 表 容 過 は、 備 が L こととす 認 た 0) 対 \Diamond 日 前 ス プリ 5 に 条 象 お 第 لح n Ź。 なる違 る 11 クラ て、 場 項 区 \mathcal{O}

項 に 規 定 す る 方 法 に ょ ŋ 公 表 す る 事 項 は、 次 に 掲 げ る \$ 0 上

域

消

防 該

組

合 反

ホ が

 Δ 正

 \sim さ

1 れ

ジ

0)

掲

載

に 認

より

行

う。

当

違

是

たことを確

できるま

で

0

間

柳

井

地

前 条 第 項 に 規 定 す る 違 反 が 認 め 5 れ た防 火 対 象 物 0) 名 称

及

び 所 在 地

前 対 条 象 第 二項 物 \mathcal{O} 部 に 分を含 規 定 す む る 違 反 0 内 容 当 該 違 反 が 認 8 6 れ た 防

三 る 事 項

そ 0) 他 消 防 長 が 必 要と 認 8

任

第十六条 得て消 防 この 長 が 定 規 8 則 る \mathcal{O} 施 行 に 0 1 て 必 要 繰 な 下 げ 事 項 平 は、 七 管 規 理 則 者 第 \mathcal{O} 承 号) 認

を

附 則

この 規 則 は 昭 和 兀 + 七 年 兀 月 日 か ら 施 行 す

附 則 昭 和 兀 八 年 \equiv 月 \bigcirc 日 規 則 第 号)

この 規 則 は 昭 和 兀 十 八 年 兀 月 日 か ら 施 行 ·する。

附 則 昭 和 兀 八 年 七 月 $\frac{1}{0}$ 日 規 則 第 兀 |号)

この 附 規 則 則 は 昭 昭 和 和 五二年 匹 + 八 六 年 月 八 月 0 日 日 規 か 則 5 第 施 五. 行 号) する。

この 附 規 則 則 は 昭 和 和 五. 五 二年 十 二 六 年 七 月 日 か 5 施 行 す

0 則 は、 昭 和 五. 十 二 年 七 月 日 カゝ ら 施 行 す Ź。

昭

月

 \bigcirc

日

規

則

第

六号)

附 規 則 昭 和 六 年 八 月 日 規 則 第 号)

この 附規 則 は 昭 和 六十 年 八 月 日 カゝ ら 施 行 す る

日

この 規 則 は 則 昭 昭 和 和 六 六 +年 年 九 +月 兀 月 日 規 か 則 5 第 施 号) 行 す うる。

附 則 平 成二 年 兀 月 七 日 規 則 第 号)

この 規 則 ム は、 平 成 年 五. 月 + 日 から 施 行 す ź。

附 則 平 成 兀 年 兀 月 0 日 規 則 第 号)

この 附 規 則 則 は 平 平 成 成 兀 六 年 年 七 月 月 八 日 日 か 規 5 則 施 第 行 す 号) Ź。

0 規 則 則 は 平 平 成 成 七 六 年 年 兀 兀 月 月 七 日 日 カン 規 6 則 施 第 行 する。

こ の この この こ の この この この 0) \mathcal{O} 0) 0) 附規附規附 規 規 附規 附 規 附 規 附規 附規附 規附規附規 則 則 則 則 則 定 則 則 則 則 則 則 んは、 則は則は則は則は則は則は則は 則は、 則は則は **令 平 平 平 平 平 平 平** 平成十 令 平平平 平平平平平平 令 -成二十一年R -成二十六年R 成三十: 成二十 成二一 成成成 和 和和和 成 成 成成成成成 元 元 ++++ 七 年 年 年 年 九 九 七 七 五五 五. 匹 一〇年 --年二 年三 年二 年三 年 年 年 年 四 一 一 十 一 月 匹 十二月二十四 七六年九 八 年 年 年 月 月 月 四年年 匹 一四 一二月二六 月二 月五 月一 月一 月 月 八四 月 月 月 五 一月二五五 月一 日 か 日 月 日 六日 日規則 日八か日 日 か か 規 日 日から施 日 日 日 口から施口規則第 ら施 ら則 日 から施る から施 日 カゝ 施行する。 から 規則 日規 5 から施行する。 日 規 ら日 施 (第一号) 規則第四号 施 施規行 行する。 則 第一号) 施行する。 (第一号) 第四号) 第一号) 行する。 行する。 第一号) %行する。 施行する。 行 則第二号) 則 行 行 す !する。 ける。 ける。 第 兀 号)